

児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書

今般、東京都目黒区で両親から虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は近年急増しており、平成 28 年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は 12 万件を超え、5 年前と比べると倍増している。

こうした事態を重く受け止め、政府は平成 28 年、29 年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきた。しかし、今回の事案は、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができなかった。

虐待から子どもの命を守るためには、子どもの異変に早期に気付き、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

よって政府においては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策の更なる強化に向け、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

一、平成 28 年度に政府が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し、市町村における児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。

一、児童相談所と市町村の責任分担を更に明確にするとともに、施設や NPO 等民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化して責任分担・協働を加速する「児童相談体制改革」を行うこと。

一、児童相談所間及び児童相談所と市町村の情報共有については、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう、全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的なシステムを新たに構築すること。

一、全国共通ダイヤル「189」を児童虐待通告に限定し、児童相談所の相談できる窓口につながるまでの間に未だ半数以上の電話が切れている実態を速やかに検証・分析するとともに、その結果を踏まえ、児童相談所への通告の無料化の検討を含め、運用の改善に努めること。

一、保育所や幼稚園・学校と情報共有を図り、いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置付け、対応する組織を明確化するとともに、スクールソーシャルワーカーを中心とした学校における虐待対応体制を整備すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 9 月 21 日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国家公安委員会委員長、総務大臣

水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書

日本の水道は、97.9%の普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から、既存の水道基盤を確固たるものにしていくことが求められる時代に変化してきた。

しかし、現在の水道を取り巻く状況は、高度経済成長期に整備された施設の老朽化や、耐震化の遅れなど大きな課題に直面している。現に、平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震や、西日本を中心とした平成30年7月豪雨を始め、昨今の自然災害による水道被害は全国で頻発している状況にある。

また、簡易水道事業は農山漁村部を中心とする住民の生活に不可欠な社会基盤であるが、今なお約270万人の人々が十分な飲料水とは言えない生活を余儀なくされており、この水道未普及地域の解消は依然として大きな課題である。加えて地方の急激な人口減少に伴い50人以上の飲料水供給施設の要件に当てはまらない集落も増えており、対策が求められるところである。

そこで政府においては、地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、国民の命を守るインフラである水道の戦略的な基盤強化に取り組むため、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

一、老朽化対策や耐震化対策を始め、国民の命を守るインフラ設備である水道施設の更新・維持・管理に全力を挙げるとともに、その国庫補助所要額の確保を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月21日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、総務大臣

非婚ひとり親に寡婦・寡夫控除の適用をする所得税法改正を 求める意見書

所得控除の一つの寡婦控除は、婚姻歴のない非婚のひとり親は受けられず、寡夫控除は更に要件が厳しくなっている。

これまで各自治体の独自判断で保育料の算定等で寡婦・寡夫控除のみなし適用が実施されてきた。

こうした中、政府は平成 30 年度に「未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。」としている。

また、公営住宅では平成 27 年 10 月に非婚の母又は父について、公営住宅の入居者の収入算定上、寡婦・寡夫控除の対象とする公営住宅法施行令が改正された。

しかし、こうした取組だけでは所得税や住民税が多く徴収される現状は変わらない。

よって、政府においては税負担の格差がある状態を解決するために、非婚のひとり親家庭を寡婦・寡夫控除の対象とする所得税法の改正を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 9 月 21 日

寝屋川市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
総務大臣